

指定訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書

1. サービスの目的及び運営の方針

（1）サービスの目的

要介護・要支援状態と認定されたご利用者の意思及び人格を尊重し、在宅での看護サービス（訪問看護/介護予防訪問看護 以下「訪問看護」とします）を提供し、居宅において、ご利用者が有する能力に応じた可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

（2）運営の方針

ご利用者の心身の状況の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるよう支援します。

事業の実施にあたっては、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

2. 職員の職種、員数及び職務内容

区 分	資 格	常勤 (人)	非常勤 (人)	計 (人)	主な職務内容
管理者	看護師	(兼務) 1	0	(兼務) 1	事業所の従業員の管理及び業務の管理
訪問看護	看護師	2.5	0	2.5	訪問看護の提供
事務		(兼務) 1	0	(兼務) 1	事務所の必要な事務処理
訪問リハビリ	理学療法士	1	0	(兼業) 1	訪問リハビリの提供
訪問リハビリ	作業療法士	0	1	(兼業) 1	訪問リハビリの提供

3. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 (土・日・祝・1/1～1/3 を休日とする) 災害等により、営業が困難な場合は休日とする。
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

4. 勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	午前8時30分～午後5時30分
看護師	午前8時30分～午後5時30分
理学療法士	午後 1 時～午後 5 時 3 0 分
作業療法士	午後 1 時～午後 4 時
事務員	午前8時30分～午後5時30分

5. サービス提供内容

（1）看護介護行為（利用者に対して）

- バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）

- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
- (2) 医療的処置行為
- ・創傷及び褥瘡処置
 - ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ・経鼻チューブ
 - ・胃瘻チューブ管理ケア
 - ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ・在宅酸素療法管理ケア
 - ・在宅人工呼吸器管理ケア
 - ・喀痰の吸引管理ケア
 - ・点滴
 - ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）
- (3) リハビリ援助行為
- ・拘縮予防・歩行訓練
 - ・言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
 - ・認知予防指導（趣味の活用・リハビリテーションなど）
- (4) 介護者に対して
- ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
 - ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ・介護者の健康相談・助言

6. 利用料金

(1) 介護保険基本利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）

の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【介護保険料金表① 基本料金・昼間】

	要支援（円）	要介護（円）
20分未満	3030	3140
30分未満	4510	4710
30分以上60分未満	7940	8230
60分以上90分未満	10900	11280
理学療法士、作業療法士（20分/回）	2840	2940

（自己負担額は上記金額の1割～3割です）

※ 上表の料金設定と基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

【介護保険料金表② 加算】

介護保険法の規定により以下の場合は加算料金が必要になります。

○特別管理加算 厚生労働大臣が定める状態にある者。	(Ⅰ) 1月につき 5,000 円の加算(気管カニューレ、留置カテーテル等) (Ⅱ) 1月につき 2,500 円の加算(酸素療法、人工肛門、褥瘡、点滴等)
○緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 利用者又はその家族等から、電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる	1月につき 5,740 円の加算

体制にある場合。	
○ターミナルケア加算 利用者の死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行なった場合。「ターミナルケア加算」	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 25,000 円の加算
○複数名訪問加算（Ⅰ） 同時に 2 人の職員が 1 人の利用者に対し訪問した場合。（利用者やその家族等の同意のうえ、次の①～③に該当する場合） ① 利用者の身体的理由により 1 人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合。 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合。	30 分未満 2,540 円 30 分以上 4,020 円
○初回加算Ⅰ 病院、診療所等から退院した日に、初回の利用かつ訪問看護計画を作成し訪問看護の提供を行った場合	1 月 3,500 円
○初回加算Ⅱ 初回の利用かつ訪問看護計画を作成し訪問看護の提供を行った場合	1 月 3,000 円
○退院時共同指導加算 病院、介護老人保健施設等より退院又は退所時、主治医その他の従業者と共同し療養上の指導、文書により提供を行った場合	1 回 6,000 円
○サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定事業所が、利用者に対し指定訪問看護を行った場合	1 回 30 円
○特別地域訪問看護加算 厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問看護ステーションが訪問し、サービスを提供した場合	所定単位数の 15%
○口腔連携強化加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行った訪問看護事務所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果の情報提供を行ったとき	1 月 500 円
○死後の処置 死後の処置を希望した場合	1 回 10,000 円

※ 基本料金に対して早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は、50%増しとなります。

(2) 医療保険基本利用料

医療保険からのサービスを利用する場合は、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3 割）により算定します。ただし、介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次

の場合は、自動的に適応保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

※1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋委縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性キンジストロフィー症
- パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度の者に限る））
- 多系統萎縮（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）
- プリオン病
- 亜急性硬化性全脳炎
- ライソゾーム病
- 副腎白質ジストロフィー
- 脊髄性筋萎縮症
- 球脊髄性筋萎縮症
- 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 後天性免疫不全症候群
- 頸髄損傷
- 人工呼吸器を使用している状態の者

※2 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

◎保険種別の負担割合

後期高齢者（75歳以上）		1割、現役並み所得者の方は3割	
社会保険	国民健康保険	高齢受給者（70～74歳）	1割、現役並みの所得者の方は3割
		一般（70歳未満）	3割

【医療保険料金表① 基本料金】

			金額	基本利用料（利用者負担金）		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日1回につき）	週3日まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士等		5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物内の複数の利用者に同一日に訪問した場合）	同一日に 2人	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,650円
		週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士等	同一日2人	5,550円	555円	1,110円	1,965円
		同3人以上	2,780円	278円	556円	834円
（1日につき）	同一日に	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	3人以上	週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費（Ⅲ） （入院中、在宅療養に備えた外泊時）（入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病などは入院中に2回）			8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降		2,500円	250円	500円	750円

◎加算料金

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、以下の場合は加算料金が必要になります。

【医療保険料金表② 加算】

		金額	基本料金料（利用者負担金）		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算（月1回）		6,520円	652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護加算（月14日目まで）		2,650円	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算（月15日目以降）		2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算 （月1回）	※1の状態にある方	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	※2の状態にある方	2,500円	250円	500円	750円
夜間・早朝訪問看護加算（6時～8時・18時～22時）		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22時～6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問した場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回訪問し同一建物3人以上の場合	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上訪問した場合	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上訪問し同一建物3人以上訪問した場合	7,200円	720円	1,440円	2,160円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算（長時間の場合）		8,400円	840円	1,680円	2,520円
訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2 ※3		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護ベースアップ評価料（I）		780円	78円	156円	234円

※1 気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方

※2 在宅酸素・人工肛門・人口膀胱・重度の褥瘡等のある状態にある方

※3 看取り介護加算等（施設側が算定）を算定している利用者に限る

【医療保険料金表③ その他の費用】

死後の処置料	10,000円
--------	---------

※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。

【医療保険料金表④ 精神科訪問看護基本料金】

精神科の医師から精神科訪問看護指示書が交付された場合は、以下の料金表により算定します。

				金額	基本利用料（利用者負担金）		
					1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費	週3日まで		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
(Ⅰ)			30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
(1日につき)	週4日目以降		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費	同一日に2人	週3日まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,650円
(Ⅲ)			30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
(同一建物内の複数の利用に		週4日以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
同一日に訪問した場合)			30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	同一日に3人以上	週3日まで	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
			30分未満	2,130円	213円	426円	639円
(1日につき)		週4日以降	30分以上	3,280円	328円	656円	984円
			30分未満	2,550円	255円	510円	765円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）※1				8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合			7,670円	767円	1,534円	2,301円
	月の2回目以降の訪問の場合			2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）				780円	78円	156円	234円

- ※1 入院中、在宅療養に備えた外泊時の時適用(入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病などは入院中に2回)
- ※2 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)のサービス提供者は、保健師、看護師、作業療法士。

◎加算料金

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、以下の場合は加算料金が必要になります。

【医療保険料金表⑤ 精神科訪問看護 加算】

			料金	基本利用料(利用者負担)		
				1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算（月1回）			6520円	652円	1,304円	1,956円
精神科緊急訪問看護加算(月 1 4 日まで)			2,650円	265円	530円	795円
精神科緊急訪問看護加算(月 1 5 日目以降)			2,000円	200円	400円	600円
複数名精神科訪問看護加算	保健師・看護師＋ 保健師・看護師・作業療法士	1日1回、同一建物内2人 まで	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日1回、同一建物内3人 以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回、同一建物内2人 まで	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		1日2回、同一建物内3人 以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上、同一建物 内2人まで	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		1日3回以上、同一建物 内3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
夜間・早朝訪問看護加算（6時～8時、18時～22時）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
退院支援指導加算			6,000円	600円	1,200円	1,800円
精神科複数回訪問加算	同一建物内1人又は 2 人	1 日 に 2 回 訪 問	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日に3回以上訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内 3 人以上	1 日 に 2 回 訪 問	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日に3回以上訪問	7,200円	720円	1,440円	2,160円

(3) 料金の支払い方法

- ① ご利用の翌月中旬頃に請求書を発送させていただきます。
- ② ご利用の翌月 26 日にご指定の口座より引き落としさせていただきます。
(手数料 きらやか銀行：110 円 その他の銀行：143 円)
- ③ 口座引き落としの確認後に領収書を発送させていただきます。

7. 交通費

- (1) サービスを提供する地域にお住まいの方(山形市、天童市)の交通費は無料です。
- (2) サービスを提供する地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費また、自動車を利用した場合は次の料金を請求させていただきます。いずれの場合もご利用者に文書で説明し同意を得ます。
 - ① 自動車を利用 1 回 500 円

8. キャンセル料

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 023-676-8660)
内容や状況に応じて、キャンセル料をいただく場合がございます。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス（介護予防サービス）計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約をすることが出来ます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。
- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・備品等の使用について、サービス実施のために必要な備品(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。

10. 事故発生時・緊急時の対応及び損害賠償

- (1) サービスの提供中に万が一事故が発生したり、容態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡します。
- (2) 当事業所はご利用者に対する訪問看護の提供に伴って、自己の責めに帰すべき理由によりご利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。

1 1. 虐待防止及び身体的拘束について

- (1) 訪問看護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- (2) やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する受付担当者	齋藤 大知
虐待防止に関する責任者	菱沼 松子

- (4) 虐待等に係る苦情解決体制を整備しています。
- (5) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (6) 定期的に虐待防止委員会を開催します。検討が必要な事例については、適宜会議を開催し、対応します。
- (7) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

1 2. 守秘義務及び情報の提供について

(1) 守秘義務について

当事業所及び訪問看護職員その他の従業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を第三者に漏らしません。これは契約終了後も同様とします。

1 3. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

- (1) 当事業所の指定居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情については次の所で承ります。

苦情受付担当者	阿部 弘樹
苦情解決責任者	菱沼 松子

(2) 申し込み方法・受付時間

1	施設内における面接による場合	午前 9 時～午後 5 時
2	電話により受付（電話番号 023-685-1225）	午前 9 時～午後 5 時
3	書面、FAX による場合（受付 FAX 番号 023-685-1227）	24 時間
4	E-mail による場合（アドレス sunshine@ic-net.or.jp）	24 時間
5	第三者による受付（渡邊 美津子様 023-641-2046）	午前 9 時～午後 5 時
	（荒木 昭雄様 023-653-8063）	午前 9 時～午後 5 時
苦情解決責任者は、苦情受付担当者の報告に基づき、苦情処理委員会を召集し苦情解決の最善策の立案・検討をするとともに、再発防止及び施設内水平展開を実施します。		

- (3) 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝える事ができます。

国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス推進室（苦情処理専用）

（電話 0237-87-8006 ）

山形市役所 （電話 023-641-1212 ）

山形県福祉サービス運営適正化委員会 （電話 023-626-1755 ）

1 4. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 山形	
代表者役職・氏名	理事長 宮 館 哲 男	
事業所所在地	〒990-2231 山形市大字大森 2139 番地 1	電話番号 023-685-1225
	介護保険指定番号	サービス地域 山形市・天童市

訪問看護の提供開始に当たり、ご利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。			
事業所	所在地	〒990-2231 山形市大字大森 2139 番地 1	
	名 称	サンシャイン訪問看護ステーション	
	説明者	所属・氏名	サンシャイン訪問看護ステーション 印

私は、本書面により、事業者から指定訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意して、交付を受けました。		
利用者	住 所	〒
	氏 名	印
(代理人)	住 所	〒
	氏 名	印